

**生活環境部指定管理候補者審査委員会審査報告書**  
(鳥取県立布勢総合運動公園(コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク))

生活環境部指定管理候補者審査委員会(以下「審査委員会」という。)として、次のとおり鳥取県立布勢総合運動公園(コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク)の指定管理者候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「指定手続条例」という。)第5条の基準に基づいて審査・選定した。

**1 指定管理候補者**

公益財団法人鳥取県体育協会 鳥取市東町一丁目220番地 会長 中永 廣樹

**2 指定期間** 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)

**3 指定管理料の額**

1,437,280,000円(債務負担行為額 1,437,312,000円)

[参考]単年度指定管理料の額

年度	指定管理料の額
平成31年度	285,360,000円
平成32年度	287,980,000円
平成33年度	287,980,000円
平成34年度	287,980,000円
平成35年度	287,980,000円

**4 選定理由**

鳥取県立布勢総合運動公園(コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク)の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、専門的な知識や資格を持った人材を活用し、全国規模の大会や競技が可能な高水準な施設の維持管理とともに、トップアスリートから中高生の部活まで幅広い層に利用できるよう工夫を重ねており評価できる。また、競技力の向上をはじめ、スポーツを通しての地域の活性化について様々な取り組みや質の高いサービスを設けており、関係団体との連携や協力体制、安全・安心な公園づくりへの姿勢も評価でき、経営基盤も安定しており、指定管理候補者として適当であると認められる。

**5 公募の経緯**

(1)募集期間(募集要項配布から募集締め切りの日まで)

平成30年8月16日(木)から平成30年10月1日(月)まで

(2)応募者

応募者	所在地	代表者
公益財団法人鳥取県体育協会	鳥取市東町一丁目220	会長 中永 廣樹

**6 審査委員会の選定経緯**

(1)審査委員

氏名	所属等
宮城 律子(委員長)	税理士法人阪本会計 税理士
住田 剛彦	鳥取県生活環境部 次長
竹内 由佳	鳥取環境大学経営学部経営学科 講師
鎌谷 眞里子	鳥取県レクリエーション協会 事務局長
大野 政人	米子工業高等専門学校・准教授

(2)開催経緯

ア 第1回審査委員会;平成30年6月26日(火)

指定管理者制度及び鳥取県立布勢総合運動公園の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会;平成30年10月19日(金)

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

## (3)選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。(指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針</li> </ul>	なし (必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は、失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。(指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理の基準 有料公園施設の利用時間、休園日、利用料金等の設定内容、大会や行事等の利用調整方法、個人情報保護、情報の公開など</li> <li>施設設備の維持及び衛生管理の水準 施設設備の維持管理、芝グラウンドの管理方法、外部委託の考え方や県内事業者への発注方針、環境に配慮した施設運営の取組 など</li> <li>施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 スポーツ・レクリエーション振興及び施設の利用促進への取組、サービス向上策など</li> <li>利用者等の要望の把握と対応</li> <li>事故・事件の防止措置、緊急時の対応</li> </ul>	65点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。(指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支計画及び見積内容</li> <li>委託料の多寡</li> </ul>	15点
4	安定して管理を行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。(指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人等の財政基盤、経営基盤</li> <li>組織及び職員の配置等</li> <li>現在の施設職員の継続雇用に関する方針</li> <li>関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</li> <li>法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・TEASの認証等</li> <li>当該施設の管理運営状況の実績評価</li> </ul>	36点
5	その他 (指定手続条例第5条第4号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネーミングライツに係る提案</li> </ul>	4点

## (4) 審査結果(面接審査及び書類審査)

選定基準	配点	公益財団法人 鳥取県体育協会	委員からの主な意見等
1	適/不適	適	
2	6.5	46.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トップアスリートの講習会など、県のスポーツ振興を視野に取り組んでいる。障がい者スポーツにも十分な視点を置いた取り組みは管理運営を委託するに十分期待が持てる。</li> <li>・多くの大きなスポーツイベントを成功させる意欲と意思を強く感じた。施設を高水準のメンテナンスで維持していく必要性を認識されている。</li> <li>・さまざまな競技力向上のための努力が見られる。</li> <li>・競技者(子どもも含む)や高齢者を対象にしたものだけでなく、中高年者、幼児、子ども(幼児)を連れた親を対象にしたイベントも重要。全年代に感動を与えてほしい。</li> <li>・研修室などが空いている日時には各団体からの持ち込み企画などを実施したりと、利用者レベルでの企画を行うなど工夫したらどうか。また、長寿社会であるため、高齢者も利用しやすいようにしてほしい。</li> <li>・芝グラウンドは全国にアピールできる優良事例であり、管理に自信があるところが頼もしい。自信を持って管理されており、いろいろと勉強し続けていただきたい。</li> <li>・管理体制の具体的な部分や補修の技術について専門家から指摘があるので改善を期待する。</li> <li>・7月の豪雨災害で指定緊急避難所として一度施設が使われたことから、反省や課題を発見することができており、今度はそれを他の施設と共有し、次の災害等に備えていただきたい。</li> </ul>
3	1.5	11.0	
4	3.6	23.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成やハラスメント対策にはしっかり取り組んでいただきたい。子ども相手のコーチや指導員の評価は多面的に複数の職員で行う必要がある。体育関係ではない方面から採用することもより押し進めていただきたい。</li> <li>・BCPの体制をしっかり持ち、有事の際の中心的施設の管理ができるスキルを一層レベルアップしてもらいたい。</li> </ul>
5	4	2.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネーミングライツ企業の冠イベントがもっとあるといいのではないか。</li> </ul>
合計	120	83.3	

## 7 指定管理候補者の事業計画の概要

### (1) 管理運営の方針

- ①公平な利用の確保 ②安全快適な施設利用のための維持管理 ③競技スポーツの振興  
 ④生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興 ⑤利用者へのサービス ⑥収入確保と経費の縮減  
 ⑦障がい者スポーツの拠点としての取組 ⑧省エネルギー・省資源、資源の再利用  
 ⑨県や各種競技団体との連携 ⑩管理実績・人的資源を生かした管理運営 ⑪都市公園としての管理運営

### (2) 利用時間・休園日

#### ○利用時間

陸上競技場、雨天練習場、陸上競技場トレーニングルーム、補助競技場について7月～9月の夏季早期利用の拡大（現行：午前9時から午後9時まで →今後：午前8時30分から午後9時まで）

有料公園施設	4月～6月	7月～9月	10月～3月
陸上競技場	午前9時から午後9時まで	午前8時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
補助競技場	午前9時から午後7時まで	午前8時30分から午後9時まで	午前9時から午後5時まで
球技場、野球場、テニス場（照明あり）	午前9時から午後9時まで	同左	
多目的広場、テニス場（照明なし）	午前9時から午後7時まで	午前9時から午後5時まで	
県民体育館	午前9時から午後10時まで	同左	

※有料公園施設以外は、原則として常時開放

#### ○休園日（現行どおり）

有料公園施設	休園日（休館日）
陸上競技場、補助競技場、球技場、多目的広場、野球場、テニス場	1月1日から1月3日、12月29日から12月31日
県民体育館	1月1日から1月3日、12月29日から12月31日 毎月第3火曜日

### (3) 利用料金・減免

#### ○利用料金

- ①利用者サービス向上のため、改修及び修繕を実施した施設の一部の施設利用料を改定。  
 （屋内ピッチング場／現行：80円 →今後：100円、屋内練習場（一般利用）／現行：30円 →今後：50円）  
 ②利用者の利便性向上のため、より分かりやすい単価体系を設定。  
 （陸上用バトン／現行：トラック競走器具一式300円 →今後：1本1回につき50円 等）  
 ③料金設定のなかった設備について現状に合わせた料金を設定。  
 （陸上競技場研修室等の冷暖房使用料 等）

#### ○減免

- ①団体等で専用利用する場合の減免要件を公平・公正の観点から変更。  
 （減免対象者によって異なっていた減免要件の統一、大会等役員を減免要件の減免対象者から除外。）  
 ②県民のスポーツ・レクリエーション振興・心身の健康増進という公園の設置目的を踏まえ、一般利用における減免対象者とする学生を県内の学生に限定。  
 ③証明書の掲示の義務付け。  
 ④専用利用する場合の減免について、コート面の数及び利用時間の上限を設定。

### (4) 利用調整

- 大会及びイベントなどを円滑に実施するため、年間の利用調整を公平・公正に決定できるよう取り組む。

### (5) 施設管理

- 以下のことを念頭におき、適切な運営管理をおこない、広域の総合運動公園としての役割を果たす。  
 ・全国規模の大会及び各競技トップリーグの開催 ・障がい者スポーツの拠点施設  
 ・レクリエーション活動や地域のコミュニティ活動の場 ・部活動の練習拠点  
 ・災害時の緊急避難場所 ・県民の健康増進  
 ○芝グラウンドは、利用者のために高い利用率を確保しながら安全・安心に利用でき、かつ日本のトップ水準クラスの芝グラウンド状態が保てるよう維持管理に取り組む。

## (6) スポーツ・レクリエーション振興

- トレーニングルームに常時トレーニング指導できる職員を配置
- 競技スポーツ振興
  - ・競技大会が円滑に開催できる運営への支援
  - ・元オリンピック選手やプロ選手による教室事業
  - ・国民体育大会などへの監督・コーチの派遣
  - ・全国大会やプロスポーツ大会の招致
  - ・県内アスリートの雇用
  - ・陸上競技教室の実施 等
- 身近なスポーツ・レクリエーション振興業務
  - ・スポーツ教室、イベントの実施
  - ・高齢者のスポーツ活動の促進
  - ・グラウンドゴルフ大会の充実
  - ・地域へのスポーツ指導者派遣
  - ・未来のアスリート発掘事業
  - ・ジュニア世代を対象とした研修会、講習会の実施
  - ・総合型地域スポーツクラブへの支援
- 東京オリンピック・パラリンピック、世界大会開催に向けては、ジャマイカ合宿への対応のほか、新たに採用された新種目の体験会などについて取り組む。
- 体験学習プログラムの実施（園芸、子育て応援、自然体験、福祉）
- 障がい者スポーツの普及振興（研修の充実、指導員の資格取得、障がい者アスリートの雇用等）

## (7) 利用促進、サービス向上

- 中央広場や体育館ロビーの空きスペースの活用（卓球台やバスケットゴールを設置）
- 無償レンタルグッズの充実
- ニュースポーツ用具の無償貸出（ペタンク、フライングディスク、ファミリーバドミントンなど）
- ランナーのためのサービス向上（ランニングステーションの設置、陸上競技場の一般利用に限り夜間照明の無料化）

## (8) 既存のネーミングライツ命名権者を活用した取組

- ネーミングライツ命名権者を活用し、施設への親しみや愛着を深めていただくとともに企業の愛称等の定着・周知・普及に協力する。（ネーミングライツ冠イベントの実施、ネーミングライツ企業名の入った製品の作成ほか）